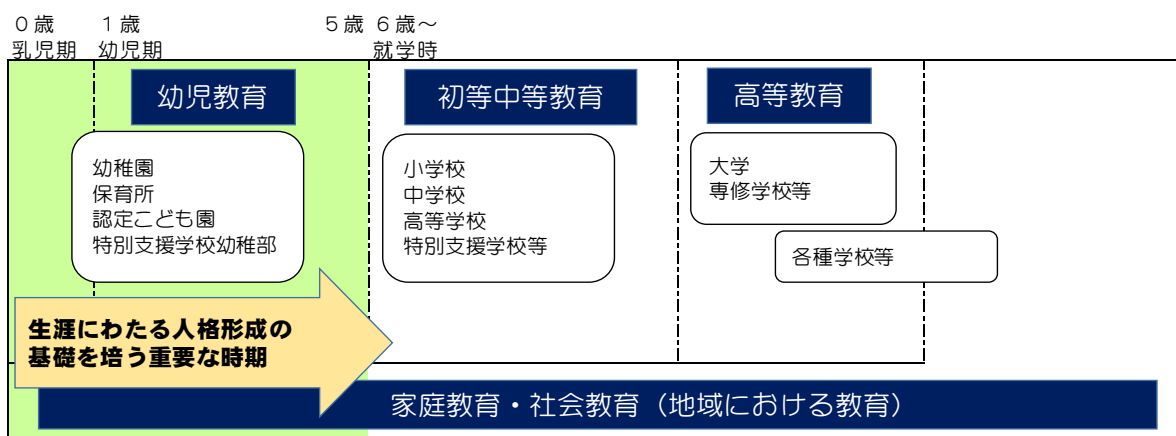


# 「北海道幼児教育振興基本方針」概要版

## 1 策定の趣旨

- 幼児期は、能力開発、身体育成、人格の形成、情操と道徳心の涵養にとって極めて大切な時期であり、子ども子育て支援新制度の導入や幼稚園教育要領等の改訂の趣旨を踏まえ、幼児教育施設において提供される教育の質の向上に取り組む必要があります。
- 幼児教育は、3～5歳だけでなく、ゼロ歳から小学校就学前までのすべての子どもを対象として、家庭や地域も含め、幼児教育に関わるすべての者が相互に協力し、それぞれの役割を果たしながら教育活動の充実に取り組むことが必要です。
- 本方針は、本道の広域性を踏まえすべての幼児教育施設が質の高い教育を提供するための研修機会の確保や助言体制をはじめ、家庭や地域等多様な場における幼児教育の充実のための基本的な方向を示し、オール北海道で幼児教育の振興に取り組むため策定しました。



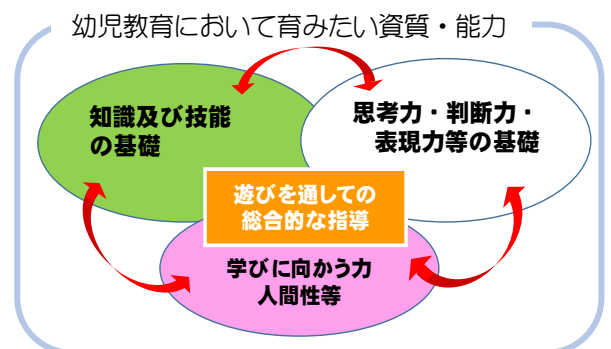
## 2 方針の性格

- 「北海道総合教育大綱」、「北海道教育推進計画」のほか、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」等の各種計画と関連付けながら施策を推進します。
- 計画期間は、2019（平成 31）年度～2022（平成 34）年度の4年間とします。

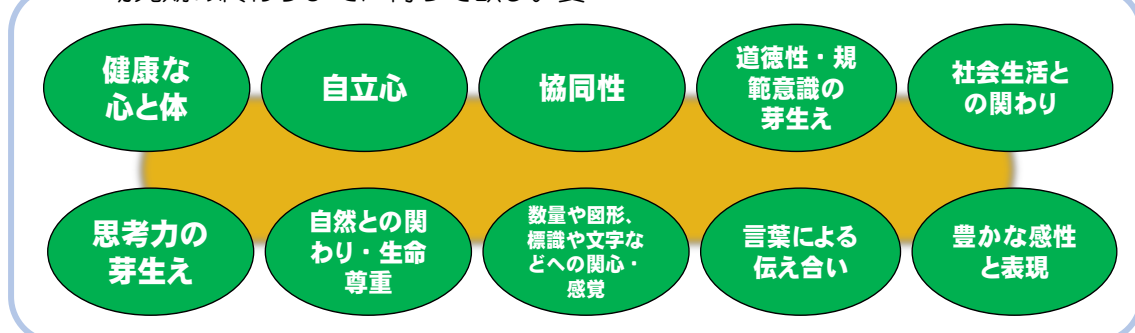
## 3 幼児教育の意義

- 幼児教育は、子どもたちの生涯にわたる学びと資質・能力の向上に寄与するものです。

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、特別支援学校幼稚部教育要領では、3歳以上の子どもについて幼児教育の共通化が図られています。



幼児期の終わりまでに育って欲しい姿



## 4 本道の現状と課題

- 幼児教育の質の向上に向けて、幼児及び児童、並びに、保育者及び教員間等の連携のほか、幼児教育施設及び小学校等間における教育課程の円滑な接続を図る必要があります。
- 小規模自治体が多く、自治体が有する幼児教育施設数が少ないため、保育者が他の施設の保育者と日常的に交流する機会が不足しています。また、現在行われる保育者の研修が札幌や中都市で開催されるものが多く、身近な地域で学ぶことのできる機会が必要です。
- ひとり親世帯の割合が継続して全国を上回っている状況にあり、子育てについての悩みや不安を抱える家庭が、身近に相談したり学んだりすることのできる施設や機会が必要です。
- 市町村単位では十分な研修又は助言体制を提供することは困難な場合が多く、北海道としての体制づくりが必要です。また、道及び市町村においては、幼稚園、保育所、認定こども園の所管が複数の部局にまたがっている場合がありますが、一体となって施策に取り組む必要があります。

## 5 本道の幼児教育振興の方向性

【**方向性1** 幼児教育施設等における組織としての取組の充実を図ります。】

- ◇ すべての幼児教育施設で、要領・指針等の改訂の趣旨を踏まえた教育活動が展開されることを目指します。
- ◇ 幼児教育施設と小学校等との連携・接続の一層の強化を目指します。

【**方向性2** 保育者の資質・能力の向上を図ります。】

- ◇ 道内に点在するすべての幼児教育施設が活用しやすい研修体制、助言体制を目指します。
- ◇ 高い専門性と職業倫理によって教育活動を支える保育者の方々の取組をオール北海道で支えます。

【**方向性3** 家庭や地域における教育・保育の充実を図ります。】

- ◇ 幼児教育施設だけでなく、家庭、地域並びに、教育・保育、福祉及び保健等の業務を行う関係機関との連携を図るほか、心理士や小児保健の専門家、医療機関なども含めオール北海道で幼児期の子どもの育成に努めます。

【(上記方向性1～3を柱に) 幼児教育の振興を支える体制づくりを進めます。】

- ◇ 道・市町村における首長部局と教育委員会との連携の強化を目指します。
- ◇ 北海道として、広域的横断的な施策の推進を目指します。

## 6 目標指標

上記に掲げる「方向性」をオール北海道で共有し、施策を着実に推進するため、下記のとおり目標指標を設定し、進捗状況を管理します。

方向性	ねらい	目標指標（H34：100%）
① 幼児教育施設等における組織としての取組の充実	各市町村における首長部局と教育委員会との連携による幼児教育施設と小学校との連携・接続の一層の強化	域内の幼稚園、認定こども園及び保育所、並びに小学校等間の意見交換や合同の研修会の機会を設けている市町村の割合
	幼児教育施設と小学校との継続的・計画的な連携・接続	域内の幼稚園、認定こども園及び保育所の意見を踏まえて小学校入学後のスタートカリキュラムを編成している小学校の割合
② 保育者の資質・能力の向上	道内に点在するすべての幼児教育施設が活用しやすい研修体制	遠隔システムやオンデマンド教材の活用等により、各管内で受講することのできる研修の割合
	道内に点在するすべての幼児教育施設が活用しやすい助言体制	幼児教育施設等において、各振興局（教育局）管内に配置された「幼児教育の専門性を有する人材」を活用して園内研修等が行われた管内の割合
③ 家庭や地域における教育・保育の充実	家庭や地域が連携し、地やぐるみで子どもを育てる体制づくりの促進	多くの親が集まる機会を活用した子育て講座を実施している市町村の割合

## 7 推進体制

- 「北海道」「市町村」「幼児教育施設」「小学校、特別支援学校」「家庭」及び「地域」がそれぞれの役割を果たしながら、連携して幼児教育の振興を図ります。

## 8 施策体系及び施策項目

道内のすべての幼児教育施設における質の高い教育の実現、  
家庭・地域における教育活動の充実を目指します。

### 方向性1 幼児教育施設等における組織としての取組の充実を図ります。

#### 施策項目1 質の高い幼児教育の提供

- ◆ 要領・指針等の趣旨及び内容への理解を深め、幼児が達成感を実感したり、課題に立ち向かう姿勢を身に付けたりする様々な教育活動の充実を促進します。
- ◆ 関係機関等との連携や地域の教育資源の活用等により、教育活動の一層の充実を促進します。
- ◆ 幼児の姿や地域の実情等を踏まえつつ、カリキュラム・マネジメントの確立を支援します。

#### 施策項目2 特別な教育的支援を必要とする幼児の教育

- ◆ 幼児教育施設で特別支援教育に取り組む体制の構築や、園内研修の充実、園外研修への計画的な参加を促進します。
- ◆ 「個別的教育支援計画」等の作成・活用の推進を図るとともに、関係機関との情報共有や連携強化等を促進します。
- ◆ 教育相談・支援体制の構築については、関係機関の連携による地域の体制づくりを促進するほか、医療分野等との連携による保護者への理解・啓発、早期からの教育相談等の充実、教育課程等の工夫改善のための指導資料の発行等に取り組みます。

#### 施策項目3 幼児教育施設と小学校等との連携・接続の推進

- ◆ 幼児教育施設と小学校等との合同の研修の機会や、交流の機会の充実により、相互の教育活動を理解するとともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」など相互の要領・指針等の趣旨について理解を促進します。
- ◆ 幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、要録等を用いた引継ぎの徹底を促進します。

#### 施策項目4 幼児教育に基づいた評価の実施

- ◆ 保育者が指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かせるようにします。
- ◆ 幼児教育施設が評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行うとともに、評価の内容を、組織的かつ計画的に、次年度又は小学校等に適切に引継ぐことができるよう取組を支援します。

#### 施策項目5 学校評価等とPDCAサイクル

- ◆ 幼児教育施設においては、日々の教育活動、その他の幼児教育施設の運営について評価を行い、その結果に基づき、幼児教育施設の運営の改善を図るために必要な措置を講ずるなどにより教育の質の向上に努めます。
- ◆ 自己評価、学校関係者評価、第三者評価の実施及び評価結果並びに評価の基盤となる幼児教育施設の経営方針などについての公表及び評価結果を踏まえた教育活動の改善を促進します。

#### 施策項目6 乳児保育・3歳未満児の保育

- ◆ 子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための関わりである「養護」と子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達への援助である「教育」を一体的に提供するため、保育者等が双方の意義を踏まえた実践ができるよう、研修の実施等の支援をします。

## 方向性2 保育者の資質・能力の向上を図ります。

### 施策項目7 人材の養成・確保

- ◆ 養成機関と連携し、子どもや子どもを取り巻く環境等の実態に対応できる保育者を育成します。
- ◆ 人材を確保するため、保育者の処遇改善、生産性向上を通じた労働負担の軽減のほか、保育者がキャリアプランをイメージし、安心・快適に働くことができる体制づくりを進めます。

### 施策項目8 研修の充実

- ◆ 保育者がキャリアステージに応じた資質・能力を身に付けられるよう研修体系の整備と研修内容の充実を図ります。
- ◆ ビデオ会議システムなどを活用した遠隔研修の充実なども含め、道内に点在する幼児教育施設の保育者が、参加しやすい研修体制を整備します。

### 施策項目9 助言体制の充実

- ◆ 幼児期における教育の質の向上のため、幼児教育施設の園内研修を支援する人材の計画的な育成・配置など、幼児教育を推進する体制の充実を図ります。
- ◆ 道立特別支援教育センターの教育相談などを通じ、教育相談機能の充実を図ります。

## 方向性3 家庭や地域における教育・保育の充実を図ります。

### 施策項目10 家庭の教育力の向上

- ◆ 市町村や関係団体、企業等との連携・協働による地域における家庭教育支援活動を支援します。
- ◆ 家庭教育及び子育てに関する学習機会や情報の提供、相談体制の充実を図ります。
- ◆ 家庭や地域、関係機関等との連携体制の確立を図るとともに、共に子どもを育てていくという視点に立った取組を推進します。

### 施策項目11 子育て支援の充実

- ◆ 市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画及び子育て安心プランに基づく保育所等の計画的な整備や子育て支援の充実に努めます。
- ◆ 地域内において子育て中の保護者が交流する場を設置するなど、保護者の子育てに対する負担感の軽減に向けた取組の充実に努めます。
- ◆ 家庭や地域社会と連携した子育て支援ネットワーク体制の確立と、家庭教育を通じた乳幼児からの子育て支援の充実に努めます。
- ◆ 共に子どもを育てていくという視点に立ち、家庭や地域、関係機関等との子育てに関わる連携体制を確立します。

上記方向性1～3を柱に **幼児教育の振興を支える体制づくり** を進めます。

### 施策項目12 研修、助言及び情報提供等の体制整備

- ◆ 広域な本道において、保育者が参加しやすい研修や助言の充実、事例収集や情報提供など教育の質の向上に向けた取組を促進するための体制を整備します。
- ◆ 養成機関や幼児教育研究団体、並びに道立教育研究所や特別支援教育センター等と連携し、本道幼児教育の課題を踏まえ、教材の開発や研修に関わる調査研究を行い、その成果を広く普及します。
- ◆ 国立教育政策研究所幼児教育センターや高等教育機関が行う、幼児教育施設と小学校等との接続、幼児教育の質、ICT等先端技術の活用可能性などに係る研究成果を広く普及します。

全文や用語解説はこちら↓をご覧ください。

『北海道幼児教育振興基本方針』

検索

発行 北海道・北海道教育委員会（平成30年11月）

